解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年十一月二十五日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田九五五番地一

清算法人黒田土地改良区

代表清算人　古門　靖伸

第五十八期決算公告

平成二十六年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部

流動資産	五七七、三二一
固定資産	四四二、八九七
資産合計	一、〇二〇、二一八
負債の部	
流動負債	二六九、一八一
固定負債	二一五、八一一
負債合計	四八四、九九二
純資産の部	
株主資本	五三五、二二六
資本金	九八、〇〇〇
利益剰余金	四四五、九〇九
利益準備金	二四、五〇〇
その他利益剰余金	四二一、四〇九
（内当期純利益）	（二八、七二七）
自己株式	△八、六八三
純資産合計	五三五、二二六
負債・純資産合計	一、〇二〇、二一八

第二十一期決算公告

平成二十六年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

（単位・百万円）

資産の部

流動資産	七六六
固定資産	三一
資産合計	七九八
負債及び純資産の部	
流動負債	五一〇
固定負債	七一
株主資本	二一六
資本金	九〇
利益剰余金	一二六
（繰越利益剰余金）	（一二六）
（当期純利益）	（六四）
負債及び純資産合計	七九八

平成二十六年十二月二十五日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社リビングサーラ

代表取締役社長　山本　鉄秀

配当公告

岡山県倉敷市藤戸町天城六五九番地の五

破産者　有限会社丸巳建設工業

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十六年（フ）第八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四一、六〇七、六二六円

一、配当することのできる金額

金二六、三〇五、四三一円

平成二十六年十二月二十五日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階　破産管財人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市下斗米字上台一〇八番地、最後の住所岩手県二戸市米沢字長瀬四一番地

被相続人　亡　荒木田まき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

事務所岩手県二戸市福岡字町裏一七の一

アベニュー下中町D号　綾部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上山　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市前郷一番町七八八番地、最後の住所秋田県横手市平和町三番一三号

被相続人　亡　押切　量一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一

相続財産管理人　弁護士　近江　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市材木町四二一番地四、最後の住所埼玉県新座市栄一丁目二番二二号

被相続人　亡　大島　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―三―一九

新高砂ビル三階　浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉岡　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地二一五八番地二、最後の住所埼玉県越谷市大字平方三三八番地三

被相続人　亡　秋山　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

事務所埼玉県草加市高砂二―一一―七草加駅前ビル三階山本達夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼一〇二七番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　駒崎　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四四番地ニブラザービル三階小出重義法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　良介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市宮寺六九三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　原嶋　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

埼玉県所沢市狭山ケ丘一―二九九六―五

ウェストヒルプラザ　二〇三号　所沢りぼん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　英典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市東藤沢一丁目五一三番地三、最後の住所埼玉県入間市東藤沢一丁目一〇番九号

被相続人　亡　林　佳津江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十五日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保坂　光彦

第10期決算公告

平成26年12月25日

千葉県野田市野田242番地

公益財団法人茂木本家美術館

代表理事　茂木七左衛門

貸借対照表の要旨

（平成26年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,532
	固定資産	3,430,049
	合計	3,458,581
負債及び正味財産の部	流動負債	9,377
	負債合計	9,377
	指定正味財産	3,156,853
	一般正味財産	292,351
	正味財産合計	3,449,204
	合計	3,458,581